

# 尾道市文化協会会則

## 第1章 総則

(名称および事務所)

第1条 この会は、尾道市文化協会（以下「本会」という。）と称し、事務所の所在地は尾道市久保一丁目15番1号尾道市企画財政部文化振興課内とする。

(目的)

第2条 本会は、尾道市内の各種文化活動の振興を図り、尾道市の文化の発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 事業

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総合文化事業の実施
- (2) 文化施設の拡充促進の運動
- (3) 講演会、展覧会、研究会及び講習会等の開催・後援
- (4) 文化に関する研究調査と資料の蒐集
- (5) 印刷物の発行
- (6) その他必要な事項

## 第3章 組織

(組織)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する尾道市内の文化団体及び個人をもって組織する。

2 前項の規定に関わりなく、本会の趣旨に賛同する賛助会員を置くことができる。

(入会等)

第5条 新たに本会に入会しようとするものは、理事会の承認を得なければならない。

2 退会を希望するものは、会長に届け出るものとする。

(部の設置)

第6条 本会に、次の部を置く。

- (1) 文芸部
- (2) 美術部
- (3) 茶道部
- (4) 華道部
- (5) 音楽芸能部
- (6) 文化創造部

2 本会に、必要に応じてその他の部を置くことができる。

(委員会)

第6条の2 事業を推進するために、必要に応じて、委員会を設けることができる。

2 委員会の委員は、理事会又は部会において選任する。

3 選任された委員は、会長が委嘱する。

4 委員の任期は、委員会を設立した日から解散する日までとし、任期の途中で交代した委員は、残任期間を引き継ぐものとする。

## 第4章 役員

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
会計理事	1名
理事	若干名
監事	2名
部長	若干名

- 2 前項の役員のほか、必要に応じて地区長を置くことができる。
  - 3 会長、副会長、会計理事、理事及び監事は、総会で選出する。
  - 4 部長は、各部会で選出する。
  - 5 地区長は、地区で選出する。
  - 6 第1項で規定する役員（会計理事及び監事は除く。）及び第2項で規定する地区長は、それぞれ兼務をすることができる。ただし、部長と地区長を兼ねることはできない。
- （顧問）

第8条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
  - 3 顧問は、重要事項について会長の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べるることができる。
- （職務）

第9条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計理事は、会計事務を処理する。
- 4 監事は、本会の会計及び会務を監査し、総会に報告する。
- 5 理事は、会務を執行する。
- 6 部長は、各部の運営を統括する。
- 7 地区長は、地域の文化事業の実施を統括する。

（任期）

第10条 役員及び顧問の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員が辞任した場合、または任期満了の場合において、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## 第5章 会 議

（会議）

第11条 本会の会議は、総会、理事会及び部長会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、会員の2分の1以上の出席で成立する。
- 3 理事会は、会長、副会長、会計理事及び理事の2分の1以上の出席で成立する。
- 4 部長会は、部長の2分の1以上の出席で成立する。
- 5 会議に出席できない会員又は役員から委任状の提出があった場合は、出席があったものとみなす。

（通常総会）

第12条 総会は、会員をもって構成し、毎年度初めに開催する。

- 2 総会では、毎年度事業及び決算の承認並びに新年度の事業計画及び予算審議を行う。

（臨時総会）

第13条 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または3分の1以上の会員からの要求があったとき開会する。

（理事会）

第14条 理事会は、会長、副会長、会計理事及び理事をもって構成し、次のことを行うものとする。

- (1) 総会の議決事項に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- 2 理事会の議決すべき事項は、次のとおりとする。
  - (1) 新会員加入に関すること。
  - (2) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

（部長会）

第14条の2 部長会は、部長をもって構成し、各部門の事業調整を行うものとする。

- 2 部長会において、部長の中から部長会長を選任する。

(招集)

第15条 総会、理事会及び部長会の会議は、会長が招集する。

(議決)

第16条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長が決定する。

2 理事会の議事は、出席役員の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは議長が決定する。

(表決の委任)

第17条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない場合は、他の会員又は役員に表決を委任することができる。

(議長)

第18条 総会の議長は、出席者の中から選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

3 部長会の議長は、部長会長がこれにあたる。

## 第6章 会計

(会計)

第19条 本会の経費は、入会金、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第20条 本会の会費及び入会金の額並びにその納入方法は、総会の議決により定める。

2 1年以上会費を滞納し、その旨通知しても未納の場合は、脱会したものとみなす。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終る。

## 第7章 その他

(設立年月日)

第22条 本会の設立年月日は、昭和56年(1981年)9月30日とする。

(会則の改廃)

第23条 この会則は、総会の議決によって、これを改廃することができる。

(委任)

第24条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

### 付 則

この会則は、昭和56年(1981年)9月30日から施行する。

この会則は、昭和58年(1983年)4月26日から施行する。

この会則は、昭和61年(1986年)6月3日から施行する。

この会則は、昭和62年(1987年)5月20日から施行する。

この会則は、平成7年(1995年)6月1日から施行する。

この会則は、平成9年(1997年)6月12日から施行する。

この会則は、平成13年(2001年)6月7日から施行する。

この会則は、平成15年(2003年)5月28日から施行する。

この会則は、平成16年(2004年)5月11日から施行する。

この会則は、平成17年(2005年)5月26日から施行する。

この会則は、平成18年(2006年)4月1日から施行する。

この会則は、平成19年(2007年)4月17日から施行する。

この会則は、平成20年(2008年)5月14日から施行する。

この会則は、平成21年(2009年)5月20日から施行する。

この会則は、平成25年(2013年)5月21日から施行する。

この会則は、平成27年(2015年)5月25日から施行する。

この会則は、平成29年(2017年)5月24日から施行する。